

表 題 部	(土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1209010012345
地図番号	余 白		筆界特定	余 白		
所 在	吹田市夕陽丘町三丁目				余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²		原因及びその日付〔登記の目的〕	
756番4	宅地	131:76	:		756番1から分筆 〔平成18年11月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成18年11月22日 第39887号	所有者 大阪市北区亀野町一丁目1番1号 株 式 会 社 積 山 ハ ウ ス 順位7番の登記を転写 平成18年11月22日受付 第39889号
2	所有権移転	平成19年4月19日 第75152号	原因 平成19年4月19日売買 所有者 大阪府豊中市虎野町三丁目7番10号 新 井 築 造
3	所有権移転	平成21年3月20日 第79845号	原因 平成21年3月20日売買 共有者 大阪府吹田市桜山台三丁目25番9-305号 持分5分の4 内 尾 建 太 共有者 大阪府吹田市桜山台三丁目25番9-305号 持分5分の1 内 尾 売 瑠 子

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
<u>1</u>	<u>根抵当権設定</u>	<u>平成18年6月30日</u> <u>第82074号</u>	<u>原因 平成18年6月30日設定</u> <u>極度額 金8,370万円</u> <u>債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権</u> <u>債務者 大阪市北区亀野町一丁目1番1号</u> <u>株 式 会 社 積 山 ハ ウ ス</u> <u>根抵当権者 大阪市中央区古橋四丁目8番5号</u> <u>株 式 会 社 平 成 銀 行</u> <u>(取扱店 北支店)</u> <u>順位1番の登記を転写</u> <u>共同担保 目録(ね)第9140号</u> <u>平成18年11月22日受付</u> <u>第39889号</u>

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2	1 番根抵当権抹消	平成 1 9 年 4 月 1 9 日 第 6 5 1 5 2 号	原因 平成 1 9 年 4 月 1 9 日解除
3	抵当権設定	平成 2 1 年 3 月 2 0 日 第 7 9 8 4 6 号	原因 平成 2 1 年 3 月 6 日保証委託契約に基づく求償債権平成 2 1 年 3 月 2 0 日設定 債権額 金 4, 0 0 0 万円 損害金 年 1 4 % (年 3 6 5 日割計算) 債務者 大阪府吹田市桜山台三丁目 25 番 9 - 3 0 5 号 内 尾 建 太 抵当権者 東京都文京区万石五丁目 1 4 番 1 8 号 三菱住宅ローン保証株式会社 共同担保 目録 (サ) 第 7 3 3 7 号

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号		(ね) 第 9 1 4 0 号	調製 平成 1 8 年 6 月 3 0 日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	吹田市夕陽丘町三丁目 7 5 6 番 1 の土地	1	平成 1 9 年 9 月 2 8 日受付第 4 0 6 9 5 号抹消
2	吹田市夕陽丘町三丁目 7 5 6 番 2 の土地	1	平成 1 8 年 1 1 月 2 日受付第 3 9 8 8 7 号合筆
3	吹田市夕陽丘町三丁目 7 5 6 番 3 の土地	1	平成 1 8 年 1 1 月 2 日受付第 3 9 8 8 9 号分筆 平成 1 9 年 3 月 2 3 日受付第 3 8 3 1 7 号抹消
4	吹田市夕陽丘町三丁目 7 5 6 番 4 の土地	1	平成 1 8 年 1 1 月 2 日受付第 3 9 8 8 9 号分筆 平成 1 9 年 4 月 1 9 日受付第 6 5 1 5 2 号抹消
5	余 白	余 白	平成 1 9 年 9 月 2 8 日全部抹消

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号		(サ) 第 7 3 3 7 号	調製 平成 2 1 年 3 月 2 0 日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	吹田市夕陽丘町三丁目 7 5 6 番 4 の土地	3	余 白
2	吹田市夕陽丘町三丁目 7 5 6 番地 4 家屋番号 7 5 6 番 4 の建物	1	余 白

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。